

熊本市公報

第 1394 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
 熊本市総務局総務厚生課
 発行日 毎月 15 日・末日

目 次

規 則

○熊本市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 1 号）	33
○熊本市特定優良賃貸住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 2 号）	34

告 示

○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（告示第 33 号）	35
○介護保険法による居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導事業の廃止（告示第 34 号）	35
○介護保険法による特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売事業の廃止（告示第 35 号）	35
○介護保険法による居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導事業の廃止（告示第 36 号）	36
○介護保険法による通所介護事業の廃止（告示第 37 号）	36
○放置自転車の売却等（告示第 39 号）	36
○屋外広告物法による保管した広告物又は掲出物（告示第 40 号）	36
○放置自転車の移動及び返還（告示第 43 号）	37
○市税督促状の公示送達（告示第 45 号）	38
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 47 号）	39
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 48 号）	39
○生活保護法等による介護機関の指定（告示第 49 号）	39
○生活保護法による指定介護機関の変更（告示第 50 号）	40
○生活保護法による指定介護機関の廃止（告示第 51 号）	40
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による就労移行支援を行う事業の指定廃止（告示第 52 号）	41

公 告

○開発行為に関する工事の完了（公告第 39 号）	41
○開発行為に関する工事の完了（公告第 49 号）	41
○農業振興地域整備計画の変更（公告第 50 号）	42
○開発行為に関する工事の完了（公告第 54 号）	43
○開発行為に関する工事の完了（公告第 56 号）	43
○開発行為に関する工事の完了（公告第 58 号）	43
○開発行為に関する工事の完了（公告第 59 号）	43

○熊本市田井島南土地区画整理組合の換地処分完了（公告第 60 号）	44
○開発行為に関する工事の完了（公告第 67 号）	44
○開発行為に関する工事の完了（公告第 76 号）	44
○開発行為に関する工事の完了（公告第 77 号）	44
○開発行為に関する工事の完了（公告第 78 号）	45
○開発行為に関する工事の完了（公告第 79 号）	45
○平成 27・28 年度動物飼料の購入に係る競争入札（見積）参加資格審査申請（公告第 85 号）	45
東 区	
○住民票の職権消除（東区告示第 1 号）	46
西 区	
○住民票の職権消除（西区告示第 1 号）	47
○住民票の職権消除（西区告示第 2 号）	47
上下水道局	
○排水設備指定工事店の指定（上下水道局告示第 4 号）	47
病 院 局	
○熊本市病院事業企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程（病院局規程第 1 号）	47
教育委員会	
○熊本市公民館条例施行規則の一部を改正する規則（教委規則第 2 号）	48
○熊本市教育委員会会議の開催（教委告示第 1 号）	48
○熊本市教育委員会会議の開催（教委告示第 2 号）	49
監 査	
○一般・特別会計定期監査（財務）の結果に対する措置（監委公告第 1 号）	49
○包括外部監査結果に対する措置（監委公告第 2 号）	64
農業委員会	
○農業委員会総会の招集（農委公告第 1 号）	78

規 則

規 則 第 1 号

平成 27 年 1 月 27 日

熊本市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市営住宅条例施行規則（平成 10 年規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 (2) 北区の表楠の部中 1 C - 1 の項から 1 C - 5 の項までを削り、同部に次のように加える。

21 棟	熊本市北区楠 2 丁目 7 番 13 号	耐火 5 階	1	80	25	平 27 年 2 月 1 日
------	----------------------	--------	---	----	----	----------------

別表第 1 (2) 北区の表四方寄の部 4 棟の項を削り、同表山本の部を削る。

附 則

この規則は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 (2) 北区の表楠の部の改正規定（1 C - 1 の項から 1 C - 5 の項までを削る部分に限る。）、同表四方寄の部の改正規定及び同表山本の部の改正規定は、公布の日から施行する。

規 則 第 2 号

平成 27 年 1 月 27 日

熊本市特定優良賃貸住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市特定優良賃貸住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市特定優良賃貸住宅管理条例施行規則（平成 6 年規則第 7 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 サンビレッジ平成の項を削る。

別表第 2 サンビレッジ平成の項を削る。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

<h2 style="margin: 0;">告 示</h2>

告示第 33 号

平成 27 年 1 月 16 日

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の障害児通所支援事業者を指定したので、同法第 21 条の 5 の 2 4 第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大西 一史

- 1 事業所の名称及び所在地
ふぁみさぼ ここ
熊本市中央区八王寺町 5 2 番 1 号
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
有限会社 千広
熊本市東区画図町重富 5 6 7 番地 7 廣瀬 修
- 3 指定年月日
平成 27 年 1 月 16 日
- 4 障害児通所支援サービスの種類
放課後等デイサービス

告示第 34 号

平成 27 年 1 月 20 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定による届出がされたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
4360190 542	九州記念病院訪問看護ステーシ ョン 熊本市中央区水前寺公園 3 番 3 8 号	医療法人社団岡山会 熊本市中央区水前寺公園 3 番 38 号 理事長 岡山 洋二	平成 26 年 12 月 31 日	居宅療養管理指 導 介護予防居宅療 養管理指導

告示第 35 号

平成 27 年 1 月 20 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定による届出がされたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
4370105 498	有限会社後藤住設 熊本市南区川尻一丁目 3-24	有限会社後藤住設 熊本市南区川尻一丁目 3-24 代表取締役 後藤 乾二	平成 26 年 4 月 30 日	特定福祉用具販 売 特定介護予防福 祉用具販売

告 示 第 3 6 号

平成 27 年 1 月 20 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 5 条第 2 項の規定による届出がされたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種 類
4360190 369	訪問看護ステーション はーと 熊本市北区清水亀井町 1 6 番 1 0 号	株式会社アクティブ・ケア 札幌市東区北三十九条東二丁目 3 番 1 5 号 代表取締役 阿比留 雅子	平成 26 年 1 2 月 3 1 日	居宅療養管理 指導 介護予防居宅 療養管理指導

告 示 第 3 7 号

平成 27 年 1 月 20 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 5 条第 2 項の規定による届出がされたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種 類
4370109 169	デイサービスこころ保田窪の杜 熊本市東区保田窪三丁目 2 3 - 1 0 3	ココロの風景株式会社 熊本市中央区出水二丁目 5 - 7 代表取締役 元田 雅之	平成 26 年 1 2 月 3 1 日	通所介護

告 示 第 3 9 号

平成 27 年 1 月 21 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 6 0 年条例第 3 1 号）第 1 2 条、第 1 3 条第 2 項及び第 1 6 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 1 4 条第 2 項及び第 1 6 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 6 1 年規則第 7 号）第 1 8 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 1 7 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）
- 2 売却又は廃棄の年月日
平成 27 年 1 月 21 日
- 3 売却又は廃棄の台数
自転車 150 台

告 示 第 4 0 号

平成 27 年 1 月 21 日

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

撤去日	名称 又は種類	数量	撤去場所	保管 開始日
1 2 月 2 5 日	はり札等	1	高橋町	1 2 月 2 6 日
1 2 月 2 6 日	はり札等	1	健軍	1 2 月 2 7 日
1 月 5 日	はり札等	3	帯山・画図町重富	1 月 6 日
1 月 6 日	はり札等	4	城南町千町	1 月 7 日
1 月 8 日	はり札等	3	梶尾町	1 月 9 日
	立看板等	1	清水新地	
1 月 1 3 日	はり札等	9	九品寺・世安町・上南部	1 月 1 4 日
1 月 1 5 日	はり札等	1	富合町杉島	1 月 1 6 日
1 月 1 6 日	はり札等	7	兎谷・梶尾町	1 月 1 7 日
1 月 1 7 日	はり札等	1 7	近見・刈草・流通団地・本荘	1 月 1 8 日
	立看板等	3 3	野中・城山上代	
1 月 1 9 日	はり札等	9	打越町	1 月 2 0 日
保管場所 熊本市花畑別館 (熊本市中央区花畑町 3 - 1)				

告 示 第 4 3 号

平成 2 7 年 1 月 2 6 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例(昭和 6 0 年条例第 3 1 号)第 1 2 条、第 1 3 条第 2 項及び第 1 6 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 1 4 条第 1 項及び第 1 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 自転車放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

- ア 平成 2 6 年 1 2 月 2 2 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、並木坂エリア
- イ 平成 2 6 年 1 2 月 2 4 日 銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、西区春日三丁目熊本駅前、並木坂エリア
- ウ 平成 2 6 年 1 2 月 2 5 日 健軍ピアクレス、健軍変電所前駐輪場、東区帯山二丁目 4、南区富合町国町 4 6 0、南区富合町小岩瀬 2 4 6
- エ 平成 2 6 年 1 2 月 2 6 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア、西区上熊本二丁目 1 8、西区上熊本三丁目 1、並木坂エリア

- オ 平成 27 年 1 月 5 日 銀座通りエリア、市庁舎南側駐輪場、市庁舎北側駐輪場、手取エリア、
上通りエリア、上通自転車駐輪場、新市街エリア、東区山ノ神一丁目 1
- カ 平成 27 年 1 月 6 日 銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、中央区段山本町 4、東
区東町三丁目 13
- キ 平成 27 年 1 月 7 日 銀座通りエリア
- ク 平成 27 年 1 月 8 日 手取エリア、新市街エリア
- ケ 平成 27 年 1 月 9 日 上通りエリア、新市街エリア
- コ 平成 27 年 1 月 13 日 手取エリア、新市街エリア、辛島エリア、水道町エリア、並木坂エ
リア
- サ 平成 27 年 1 月 14 日 手取エリア、新市街エリア、水道町エリア
- シ 平成 27 年 1 月 16 日 武蔵塚駅周辺、北区武蔵ヶ丘六丁目武蔵塚駅前駐輪場、北区龍田町
弓削 671 光の森駐輪場
- ス 平成 27 年 1 月 19 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島
エリア、西区上熊本二丁目 18、西区上熊本三丁目 1
- セ 平成 27 年 1 月 20 日 手取エリア、新市街エリア、水道町エリア

(2) 保管の場所 平成自転車保管所

(3) 保管の期間 平成 27 年 4 月 26 日まで

2 移動・保管台数

自転車 156 台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前 10 時から午後 4 時 30 分まで

日曜日、祝祭日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成自転車保管所（電話 096-364-3910）

熊本市中央区平成二丁目 235 番（平成跨線橋下）

告 示 第 4 5 号

平成 27 年 1 月 28 日

市税督促状の送達を受けるべき者の住所又は居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき告示する。

なお、督促状は熊本市財政局納税課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

1 督促状送達の効力の発生日

この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過した日

2 督促状の送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

- | | |
|----------------|------|
| (1) 市県民税（普通徴収） | 16 件 |
| (2) 固定資産税 | 2 件 |
| (3) 軽自動車税 | 1 件 |
| (4) 市県民税（特別徴収） | 18 件 |
| (5) 法人市民税 | 1 件 |

告 示 第 4 7 号

平成 27 年 1 月 30 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令）第 1 3 1 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代 表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4 3 7 0 1 1 0 9 0 2	ヘルパーステーションななみ 熊本市南区富合町杉島 1 1 2 7	株式会社ひまわり 熊本市南区島町三丁目 8 番 2 0 - 1 0 2 号 代表取締役 近藤 大地	平成 27 年 2 月 1 日	訪問介護
4 3 7 0 1 1 0 9 0 2	ヘルパーステーションななみ 熊本市南区富合町杉島 1 1 2 7	株式会社ひまわり 熊本市南区島町三丁目 8 番 2 0 - 1 0 2 号 代表取締役 近藤 大地	平成 27 年 2 月 1 日	介護予防訪 問介護

告 示 第 4 8 号

平成 27 年 1 月 30 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4 3 7 0 1 1 0 9 1 0	KOB ケアサービス 熊本市東区若葉六丁目 1 1 番 8 号	合同会社 KOB 熊本市東区若葉五丁目 1 0 番 1 6 号 代表社員 大坂 良司	平成 27 年 2 月 1 日	訪問介護
4 3 7 0 1 1 0 9 1 0	KOB ケアサービス 熊本市東区若葉六丁目 1 1 番 8 号	合同会社 KOB 熊本市東区若葉五丁目 1 0 番 1 6 号 代表社員 大坂 良司	平成 27 年 2 月 1 日	介護予防訪 問介護

告 示 第 4 9 号

平成 27 年 1 月 30 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 1 項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を指定したので、同法第 5 5 号の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	事業の種類	指定年月日
有限会社峰正商事 三恵薬局 新地店 熊本市北区清水新地七丁目 9 - 2 3 有限会社 峰正商事 代表取締役 坂本 一馬	居宅療養管理指導・介 護予防居宅療養管理指 導	平成 27 年 1 月 9 日

有限会社峰正商事 三恵薬局 田迎店 熊本市南区馬渡二丁目 1 2-2 6 有限会社 峰正商事 代表取締役 坂本 一馬	介護予防居宅療養管理 指導	平成 27 年 1 月 9 日
有限会社峰正商事 三恵薬局 浜線店 熊本市南区田迎町田井島 2 2 3-3 有限会社 峰正商事 代表取締役 坂本 一馬	介護予防居宅療養管理 指導	平成 27 年 1 月 9 日
はっぴいはうす 熊本市東区三郎一丁目 1 1 番 1 1 号 株式会社 ケアベース 代表取締役 濱田 文子	小規模多機能居宅介 護・介護予防小規模多 機能型居宅介護	平成 26 年 1 1 月 1 日
はっぴいはうす参番館 熊本市中央区三郎一丁目 1 番 8 0 号 株式会社 ケアベース 代表取締役 濱田 文子	小規模多機能居宅介 護・介護予防小規模多 機能型居宅介護	平成 26 年 1 1 月 1 日
はっぴいはうす六番館 熊本市東区健軍三丁目 4 8 番 1 5 号 株式会社 ケアベース 代表取締役 濱田 文子	小規模多機能居宅介 護・介護予防小規模多 機能型居宅介護	平成 26 年 1 1 月 1 日
ケアサポートゆり 熊本市北区釜尾町 9 6 5 番地 1 株式会社 ハナダ 代表取締役 花田 一郎	訪問介護・介護予防訪 問介護	平成 27 年 1 月 1 日
訪問看護ステーション奏 熊本市南区近見一丁目 3 番 1 号池永ビル 5 0 4 号 合同会社 訪問看護ステーション奏 代表社員 松永 忍	訪問看護・介護予防訪 問看護	平成 27 年 1 月 1 日
訪問看護ステーションふきのとう 熊本市東区下南部二丁目 1 5-1 1 有限会社 リビング・ウィル・サポート 代表取締役 坂田 和也	訪問看護・介護予防訪 問看護	平成 26 年 1 2 月 2 6 日

告示 第 5 0 号

平成 27 年 1 月 3 0 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大西 一 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	変更年月日	変更事由
有限会社峰正商事 三恵薬局 田迎店 熊本市南区馬渡二丁目 1 2-2 6 有限会社 峰正商事 代表取締役 坂本 一馬	平成 26 年 1 2 月 1 6 日	その他変更
有限会社峰正商事 三恵薬局 浜線店 熊本市南区田迎町田井島 2 2 3-3 有限会社 峰正商事 代表取締役 坂本 一馬	平成 26 年 1 2 月 1 6 日	その他変更

告示 第 5 1 号

平成 27 年 1 月 3 0 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大西 一 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
なの花薬局シャワー通り店 熊本市中央区下通二丁目 5 番 19 号 株式会社 トータル・メディカルサービス 代表取締役 錦戸 裕幸	平成 26 年 11 月 30 日

告示 第 5 2 号

平成 27 年 1 月 30 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定に基づき、就労移行支援を行う事業者の指定を廃止するので、同法第 51 条第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大西 一史

- 1 廃止した事業所の名称及び所在地
多機能型事業所 アグリワークス
熊本市西区上高橋二丁目 8 番 16 号
- 2 廃止した事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
特定非営利活動法人 アグリワークス
熊本市西区上高橋二丁目 7 番 1 号
理事長 田尻 将博
- 3 廃止した事業の種類
就労移行支援
- 4 廃止年月日
平成 27 年 2 月 16 日

公 告

公告 第 3 9 号

平成 27 年 1 月 16 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区清水東町 6 6 5 番の一部
2, 492.89 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区水前寺公園 7 番 4 3 号
株式会社 奥羽興産
代表取締役 奥羽 徹也

公告 第 4 9 号

平成 27 年 1 月 19 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区城南町舞原字西 330 番 3、330 番 8、330 番 9、330 番 10、330 番 11、

- 330番12、330番13、330番14、330番15
2,064.69平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区下江津三丁目6番5号
株式会社 ロギ
代表取締役 土黒 誠
熊本県上益城郡益城町大字馬水886番地
株式会社 沢工匠
代表取締役 高沢 則行
熊本市東区新外三丁目
氏名 登載省略
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼
氏名 登載省略

公 告 第 5 0 号

平成 27 年 1 月 19 日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第12条第1項の規定により平成27年1月7日付け熊本市公告第9号で公告した農業振興地域整備計画を同法第13条第1項の規定により変更するので、同法第13条第4項において準用する第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画を変更する理由を添えて、当該農業振興地域整備計画案を次により縦覧に供する。

同法第13条第4項の規定において準用する第11条第2項の規定により、熊本市の住民は、当該農業振興地域整備計画の案に対し、次により意見を提出することができる。

なお、同法第13条第4項の規定において準用する第12条第1項の規定により、農業振興地域整備計画決定の公告に併せ、当該意見の要旨及び処理の結果について公告する。

また、同法第13条第4項において準用する第11条第3項の規定により、当該農業振興地域整備計画案のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異義があるときは、平成27年2月18日の翌日から起算して、15日以内に市にこれを申し出ることができる。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 農業振興地域整備計画（案）縦覧期間
自 平成27年1月20日
至 平成27年2月18日
- 2 農業振興地域整備計画（案）縦覧場所
熊本市農水商工局農業政策課
熊本市中央区役所総務企画課
熊本市東区役所農業振興課
熊本市西区役所農業振興課
熊本市南区役所農業振興課
熊本市北区役所農業振興課
- 3 意見の提出について
(1) 意見書の提出先 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所
(2) 意見書の提出方法 文書により提出すること
(3) 意見書の提出期限 平成27年3月5日
- 4 異議申出について
(1) 異議申出の申出先 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所

(2) 異議申出の方法 文書により提出すること

公 告 第 5 4 号

平成 27 年 1 月 21 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区画図町大字重富字横塘 902 番 3、903 番 3、904 番
367.30 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本県上益城郡山都町下市
氏名 登載省略

公 告 第 5 6 号

平成 27 年 1 月 23 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区植木町広住字出口 76 番 1
260.71 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市北区植木町広住
氏名 登載省略

公 告 第 5 8 号

平成 27 年 1 月 23 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区高平三丁目 1101 番 1、1101 番 4、1101 番 6、1103 番 3
1,163.02 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区平成三丁目 16 番 27 号
株式会社 九建ホーム
代表取締役 福嶋 正夫

公 告 第 5 9 号

平成 27 年 1 月 23 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区戸島西四丁目 3553 番 5

200.42平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区長嶺南六丁目

氏名 登載省略

公 告 第 6 0 号

平成 27 年 1 月 26 日

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 3 項の規定に基づき、熊本市田井島南土地区画整理組合理事長村田政時から熊本都市計画事業田井島南土地区画整理事業について、換地処分を完了した旨の届出があったので、同条第 4 項の規定により公告する。

熊本市長 大西 一史

換地処分の内容 平成 26 年 1 月 17 日付け熊本市指令（都活）第 14 号で認可した換地計画のとおり。

公 告 第 6 7 号

平成 27 年 1 月 27 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区兎谷三丁目 250 番 1

1,082.68平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市北区龍田一丁目 23 番 26 号

有限会社 スタイルネット

代表取締役 日和田 正勝

公 告 第 7 6 号

平成 27 年 1 月 29 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区植木町岩野字苜折 442 番 2

488.45平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市北区植木町

氏名 登載省略

公 告 第 7 7 号

平成 27 年 1 月 29 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区植木町岩野字苜折 442 番 5

403.28平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市北区植木町小野
氏名 登載省略

公 告 第 7 8 号

平成 27 年 1 月 29 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区清水新地二丁目 677 番 10、677 番 11、677 番 12
1,184.57 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
福岡県福岡市中央区高砂二丁目 8 番 1 号
セキスイハイム九州 株式会社
代表取締役 黒木 和清

公 告 第 7 9 号

平成 27 年 1 月 29 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区貢町字西ノ上 852 番 1
499.30 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市西区島崎三丁目
氏名 登載省略

公 告 第 8 5 号

平成 27 年 1 月 30 日

熊本市動植物園が発注する動物飼料の購入の契約に係る競争入札（見積）に参加する者の必要な資格、その他について次のとおり定めたので公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 登録できる者の資格
契約希望者として登録することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
 - (2) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 18 年告示第 105 号）第 3 条第 1 号に該当する者
 - (3) 審査基準日（申請書を受理した日の属する月の初日をいう。）以前 1 年以上引き続き同種の営業を営んでいない者
 - (4) 営業に関し、法律上資格等を必要とする場合にあっては、それらの資格を有しない者
 - (5) 市町村税ならびに消費税及び地方消費税の滞納があるもの
- 2 その他の資格要件
前項に定めるもののほか、次に掲げる事項を動物飼料の購入の契約に係る競争入札（見積）に参

加する資格審査の要件とする。

- (1) 直前 2 年間の決算における販売・製造実績
- (2) 直前 2 年間の決算における経営状況
- (3) 営業年数・従業員数及び生産設備の種類・規模

3 登録申請の受付時期

定期受付の場合 平成 27 年 2 月 1 日（日）から平成 27 年 2 月 28 日（土）まで

随時受付の場合 平成 27 年 3 月 1 日（日）から年末・年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）を除く毎日（ただし、月単位の受付とする。）

※受付時間：9 時から 16 時まで

4 登録申請の受付場所

熊本市東区健軍 5 丁目 14 番 2 号 熊本市動植物園管理事務所 2 階 総務班

5 申請書の提出方法

持参もしくは郵送

ただし、郵送による定期受付の場合は、平成 27 年 2 月 1 日（日）から平成 27 年 2 月 28 日（土）までの必着とする。

6 登録決定の通知

契約希望者には、資格決定通知書を発送するとともに、登録決定者は登録名簿に登載する。

7 登録資格の有効期間

定期受付 平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

随時受付 原則として、申請書を受理した月の翌々月の 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

8 申請書の提出

競争入札（見積）参加資格審査申請書を熊本市動植物園において定める様式により、次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 競争入札（見積）参加資格審査申請書

様式第 1 号 申請書 1 通

様式第 2 号 委任状（支店等で直接取り引きする場合） 原本 1 通

様式第 3 号 参考事項 1 通

様式第 4 号 資格決定通知書 1 通

イ 役員等名簿及び照会承諾書 原本 1 通

ウ 登記事項証明書 原本又は写し 1 通

エ 身元（身分）証明書（個人の場合） 原本 1 通

オ 印鑑証明書 原本 1 通

カ 消費税納税証明書 原本又は写し 1 通

キ 市税滞納有無調査承諾書 原本 1 通

（本市に本・支店又は営業所を有しない場合は、市町村税を滞納していない証明書、又は納税証明書） 原本 1 通

ク 個人住民税特別徴収実施確認書 1 通

ケ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書） 各 1 通

コ 相手方登録申請書（新規業者及び登録内容に変更のある業者のみ） 1 通

サ 様式第 4 号返信用封筒、82 円切手貼付 1 枚

東 区

東 区 告 示 第 1 号

平成 27 年 1 月 28 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 2

92号) 第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成27年1月26日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市東区長 中原 裕 治

以下、登載省略

西 区

西 区 告 示 第 1 号

平成 27 年 1 月 26 日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成27年1月19日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市西区長 永 田 剛 毅

以下、登載省略

西 区 告 示 第 2 号

平成 27 年 1 月 29 日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成27年1月26日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市西区長 永 田 剛 毅

以下、登載省略

上 下 水 道 局

上下水道局告示第4号

平成 27 年 1 月 22 日

熊本市排水設備指定工事店を新たに指定したので、熊本市下水道条例施行規程（平成21年上下水道局規程第36号）第22条第1号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	指定年月日
第727号	熊本市北区植木町岩野1517番地1 星野工業 代表者 星野 洋一	平成27年1月15日

病 院 局

病院局規程第1号

平成 27 年 1 月 30 日

熊本市病院事業企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市病院事業管理者 高 田 明

熊本市病院事業企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程
熊本市病院事業企業職員の特殊勤務手当に関する規程（平成21年病院局規程第17号）の一部を次

のように改正する。

別表中 7 の項の次に次の 1 項を加える。

8	休日深夜等の緊急手術等手当	熊本市立熊本市市民病院に勤務する職員のうち管理者が定める職員が、休日深夜等の管理者が定める時間帯に、管理者が定める緊急を要する手術及び高度な処置に直接従事したとき。	勤務 1 回につき 3,000 円
---	---------------	--	----------------------

附 則

この規程は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。

教 育 委 員 会

教 委 規 則 第 2 号

平成 27 年 1 月 27 日

熊本市公民館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市教育委員会委員長 崎 元 達 郎

熊本市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市公民館条例施行規則（昭和 26 年規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出し中「開館時間」の次に「の範囲」を加え、同条第 1 項本文中「午前 9 時」を「午前 8 時 30 分」に改め、同項ただし書中「図書室については午前 9 時 30 分から午後 5 時まで、児童室については午前 9 時から午後 5 時まで、テニスコートについては午前 9 時から午後 6 時までとする。」を「公民館の施設を使用できる時間は、別表に定めるとおりとする。」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 公民館の陶芸室は、引き続き 6 日間（休館日を含む。）を越えて使用することはできない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 5 条第 1 項関係）

施設名	使用できる時間
会議室、料理実習室、ホール	午前 9 時から午後 10 時まで
図書室	午前 9 時 30 分から午後 5 時まで
児童室	午前 9 時から午後 5 時まで
テニスコート	午前 9 時から午後 6 時まで
陶芸室	午前 9 時から午後 10 時まで（作品の存置のために使用する場合は、翌日午前 9 時まで）

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

教 委 告 示 第 1 号

平成 27 年 1 月 16 日

熊本市教育委員会会議を次のとおり開催する。

熊本市教育委員会委員長 崎 元 達 郎

1 日時

平成 27 年 1 月 20 日（火） 午後 2 時から

2 場所

マスミューチュアル生命ビル 7階 会議室

3 議事

- (1) 熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例の一部改正について
- (2) 熊本市立特別支援学校条例の制定について
- (3) 熊本市文化財保護委員会条例の一部改正について
- (4) 熊本市公民館条例施行規則の一部改正について
- (5) 熊本市社会教育委員の委嘱について

4 報告

- (1) 熊本市立高等学校における平成 27 年度使用予定一般図書について
- (2) 平成 27 年度全国学力・学習状況調査の実施について
- (3) 体罰調査結果について
- (4) 平成 26 年第 4 回定例市議会報告について
- (5) 広報広聴関係について

教 委 告 示 第 2 号

平成 27 年 1 月 29 日

熊本市教育委員会会議を次のとおり開催する。

熊本市教育委員会委員長 崎 元 達 郎

1 日時

平成 27 年 2 月 3 日 (火) 午後 2 時から

2 場所

マスミューチュアル生命ビル 7階 会議室

3 議事

- (1) 熊本市立小学校及び中学校通学区域の一部改正について
- (2) 熊本市野外教育施設運営協議会委員の委嘱について
- (3) 熊本市田原坂西南戦争資料館条例施行規則の制定について
- (4) 平成 26 年度熊本市一般会計（教育費）並びに特別会計（奨学金貸付事業会計）2 月補正予算について
- (5) 平成 27 年度熊本市一般会計（教育費）並びに特別会計（奨学金貸付事業会計）当初予算について
- (6) 熊本市附属機関設置条例の改正について
- (7) 国指定史跡池辺寺跡保存整備工事の変更請負契約について
- (8) 専決処分について

4 協議

- (1) 富合公民館図書室の熊本市立図書館分館への移行について

5 報告

- (1) 第 10 回スクールミーティングの意見交換内容について
- (2) 平成 27 年度熊本市立学校管理職採用選考試験の結果について
- (3) 広報広聴関係について

監 査

監 委 公 告 第 1 号

平成 27 年 1 月 16 日

監査結果に基づき、又は監査の結果を参考にして講じた改善策について、熊本市長等より通知があ

ったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により公表する。

熊本市監査委員 田 尻 清 輝

熊本市監査委員 竹 原 孝 昭

熊本市監査委員 石 原 純 生

熊本市監査委員 坂 本 邦 彦

平成 22 年度 一般・特別会計定期監査（財務）の結果に対する措置

企画振興局 人権推進総室ふれあい文化センター

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><契約解除に伴う違約金について></p> <p>熊本市ふれあい文化センター清掃業務委託（契約期間：平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 2 月 29 日まで）で、受託業者から経営悪化による契約解除の申し出があり、平成 22 年 4 月 30 日付けで契約解除に同意しているが、契約書に規定する違約金（履行期間の委託料総額の 10 分の 1）を支払わせる必要があるにもかかわらず、その請求処理が行われていなかった。</p>	<p>違約金調定し、請求書を送付した。請求相手から平成 23 年 10 月に会社清算の登記手続き予定の連絡があったが、現在のところ清算はされていない状況である。</p> <p>その後も毎年度、督促状による通知を行っており、平成 26 年度も 4 月 24 日に請求書を家族へ手渡した。違約金の支払いは、現在のところ未納であるが、今後も適切に請求処理を行い、違約金の支払いを求めていく。</p>	<p>平成 26 年 4 月 24 日</p>

平成 25 年度一般・特別会計定期監査（財務）の結果に対する措置

健康福祉子ども局 感染症対策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><契約事務について></p> <p>感染性産業廃棄物収集運搬業務委託契約においては、予定価格が消費税及び地方消費税を含め定められており、7 業者による競争見積りが行われた結果、予定価格と同額を提示した業者を最低価格業者として契約が締結されていた。しかしながら、業者から提示された見積額は、消費税及び地方消費税を含まないものとなっていた。</p> <p>また、契約業者選定に資する見積額比較表が、消費税及び地方消費税を含むか否かの区別なく、見積書に記載された金額によって作成されていた。</p> <p>契約書に消費税及び地方消費税を含めた単価が規定され、互いに記名押印し契約書が取り交わされていることから、結果的には意思表示の合致はなされているものとも解されるが、契約事務の過程においては、何ら意思表示の合致の根拠を見出すことができない状態である。</p> <p>今後は、消費税及び地方消費税の取り扱いについて十分な注意を払われるとともに、このような不具合が生じないよう適切な契約事務の執行に努められたい。</p>	<p>今回の指摘事項である、最低価格業者から出された見積書は、見積書の提出の際の条件を税込としていたため、提出した業者及び職員が税込みの見積書と認識していたが、実際に提出されたものが税抜きの見積書であったため生じたものである。</p> <p>見積書の間違い以外に、職員・業者ともに認識の違いがなかったため、通常の随意契約の最低価格業者とし取扱い、見積書の間違いに気づけなかったもの。</p> <p>今回の指摘の原因は、契約事務に関する職員の注意不足及び契約締結伺い決裁時にライン職員のチェック機能が働かなかったことが考えられるため、再発を防ぐための措置として次の事項を実施した。</p> <p>①職員の契約検査総室の契約事務研修会への参加</p> <p>②契約事務に関する課内研修の実施</p> <p>③課内会議で、契約事務書類のライン職員によるチェックの徹底を図った。</p>	<p>平成 26 年 9 月 2 日</p>

平成 25 年度一般・特別会計定期監査（財務）の結果に対する措置

観光文化交流局 観光振興課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p data-bbox="277 333 584 488"><一般社団法人 熊本国際観光コンベンション協会への補助金交付事務について></p> <p data-bbox="277 539 584 1144">一般財団法人 熊本国際観光コンベンション協会への補助金交付事務については、平成 20 年度の包括外部監査の結果において、「市と当協会との事業毎の負担割合が決まっておらず、打ち合わせで決定しているため、客観的に負担割合の妥当性を判断できない。事業毎の負担割合に関する規定が必要である。」との指摘がなされているが、現時点まで、これに対する改善措置がなされていない。</p> <p data-bbox="277 1196 584 1435">協会が行う公益事業に対し、公金である補助金を支出する必要性や金額の妥当性を明確化する観点からも、補助金の交付基準等を整備されたい。</p>	<p data-bbox="604 333 1129 611">平成 26 年度に交付する補助金から、他都市の状況及び施策の性質等について十分検討した上で、観光客誘致事業及びコンベンション誘致事業に関する補助金要綱を制定し、補助対象事業に要する経費の範囲内において当該年度における予算の範囲内で市長が定める額とするなど、適正に交付手続きを行うための改善を実施。</p>	<p data-bbox="1155 333 1278 405">平成 26 年 4 月 1 日</p>

平成 25 年度一般・特会定期監査（工事）の結果に対する措置

都市建設局 西部土木センター河内分室

西部土木センター富合地域整備室

城南地域整備室

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><官民境界の明示について></p> <p>道路改良（道路拡幅）工事の設計図面は、位置図・平面図・横断面図・縦断面図・標準断面図・構造図の構成となっており、その標準断面図には、側溝及び擁壁の断面・寸法・法勾配・舗装厚・車道及び歩道等の幅員・道路の全幅員（官民境界を含む）・道路中心線・横断面勾配等を明示しなければならないが、官民境界の明示はなかった。</p> <p>標準断面図の官民境界の明示は、関係地権者等との施工協議及び財産管理に係る指標となることから、適切に明示されたい。</p>	<p>（西部土木センター河内分室） 官民境界の明示については、平成 26 年 4 月 21 日の工事契約依頼分より図面に明示するように改めた。</p> <p>（西部土木センター富合地域整備室） 富合地域整備室では、これまでも各図面中における官民境界を明示していたが、指摘内容を踏まえ、記載漏れによる非表示等が生じないように、改めて年度当初である平成 26 年 4 月 1 日を以って室内周知を徹底し、同年 5 月 30 日発注の各課執行分指名競争入札工事より反映済。</p> <p>（城南地域整備室） 工事図面（標準断面図等）における、官民境界の明示についての徹底がなされておらず、記入漏れの案件が数件あった。 指摘の内容を踏まえ、今後このような事が生じないように、室内の職員へ速やかに周知徹底を行い、再発防止に努めた。 早期発注案件に併せ、平成 26 年 2 月 10 日より実施している。平成 26 年 3 月 5 日契約依頼分指名競争入札工事より反映させた。</p>	<p>（西部土木センター河内分室） 平成 26 年 4 月 21 日</p> <p>（西部土木センター富合地域整備室） 平成 26 年 4 月 1 日</p> <p>（城南地域整備室） 平成 26 年 2 月 10 日</p>

平成 26 年度一般・特会定期監査（工事）の結果に対する措置

総務局 危機管理防災総室

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指定仮設の施工について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託業務名 熊本市総合防災訓練施設設置業務委託 ・履行期間 H25.04.11～H25.06.10 <p>本委託業務は、平成 25 年度熊本市総合防災訓練の実施に際し、仮設用足場を組み上げた仮設塔の設置をはじめ、訓練に使用する施設等の準備を行うものである。</p> <p>仮設塔の組み立てに用いる足場については、墜落事故防止の必要から「手すり先行工法に関するガイドラインについて」（平成 21 年 4 月 24 日付け基発第 0424001 号厚生労働省労働基準局長から都道府県労働局長あて）に基づき、手すり先行枠組み足場を使用するよう仕様書において指定されていた。しかしながら仮設塔の設置状況を撮影した記録写真からは、枠組み足場の使用は確認できたものの、手すり先行枠組み足場の使用は確認できなかった。</p> <p>結果的に墜落事故は発生しなかったものの、仕様書で指定した仮設用足場を使用しない場合には重大事故発生の可能性があったことは否定できない。</p> <p>指定仮設の施工については、設計図書で指定されたとおり確実に履行するよう指導を徹底されるとともに、業務計画やその実施状況の確認など十分な監理に努められたい。</p>	<p>平成 26 年度の「熊本市総合防災訓練施設設置業務委託」は、監督職員が現地立会し指定仮設の手すり先行を確認している。</p> <p>今後も事前に受託者へ指導し、現地立会し指定仮設を確認する。</p>	<p>平成 26 年 5 月 12 日</p>

平成 26 年度一般・特会定期監査（工事）の結果に対する措置

財政局 管財課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><設計金額の算定について></p> <p>・委託業務名 熊本市庁舎昇降機設備保守点検業務委託</p> <p>・履行期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで</p> <p>本委託業務は、本庁舎に設置されたエレベーターなどの昇降機設備を年間を通じて保守点検を行うもので、常に利用者の安全を確保するため毎年実施している。</p> <p>平成26年度の入札において、過去の入札状況から同様に落札が見込めるとの予測に基づき、前年度までに引き続いて、積算基準によって求めた昇降機ごとの保守点検の労務費を一定割合減額して設計していた。</p> <p>入札に係る案件の設計金額は、委託業務の内容と積算基準などに基づき、実勢価格を適切に反映した標準的なものとして算定されるべきであり、使用する積算基準の内容に沿って適正な設計金額の算定を行うとともに、必要な予算についても確保するよう努められたい。</p>	<p>今回の指摘を受け、適正な設計金額の算定を行うよう、課内周知を実施した。</p> <p>平成27年度保守点検業務委託の入札に係る案件の設計金額は、委託業務の内容と積算基準などに基づき算定を行った。</p>	<p>平成26年 10月8日</p>

平成 26 年度一般・特会定期監査（工事）の結果に対する措置

観光文化交流局 動植物園

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><建設工事保険等の加入及び安全帯の使用について></p> <p>・工事名 動植物園メリーゴーランド建替工事</p> <p>・工事期間 平成 25 年 12 月 6 日から平成 26 年 3 月 14 日まで</p> <p>本工事は、経年劣化した既設メリーゴーランドを撤去し、建て替えを行うものである。</p> <p>① 建設工事保険等の加入について 設計図書において、建設工事保険等へ加入するように明記されていたが、履行されていなかった。</p> <p>熊本市公共工事請負契約約款第 48 条第 1 項において、「受注者は、工事目的物及び工事材料等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険に付さなければならない」と規定しており、発注者が必要に応じて工事目的物等を火災保険等に付すべきことを設計図書に規定した場合には、受注者はこれに従う義務を負うこととなる。</p> <p>本工事の部材には可燃性のものも多く、火災被害の危険性も高いことから、設計図書に建設工事保険等への加入が盛り込まれたものであり、工事監督員は設計図書の内容を十分に把握し、受注者が確実に履行するよう指導を行われたい。</p>	<p>① 建設工事保険等の加入について 工事での監督員のチェックが不十分であったので営繕課や設備課に問い合わせ、動植物園としてのチェックシートを作成した。 今後は、チェックシートを基に担当者及びラインにて確実にチェックを行っていく。 また、受注者を呼び今後同じような指摘事項が無いよう、法令に遵守し確実に履行するように受注者に注意し指導した。</p> <p>② 安全帯の使用について 受注者を呼び、法令に基づく十分な安全作業を実施するよう指導した。 また、園においては、工事現場における安全会議の内容、対応策の定期的な報告を受け、それに応じた巡回による指導の徹底など、受注者と連携して行っていくことを確認した。</p>	<p>平成 26 年 8 月 19 日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>② 安全帯の使用について</p> <p>工場で製作した部材を現場で組み立てる施工状況写真に、2メートルを超える高所で安全帯を使用していない作業員が撮影されていた。</p> <p>労働安全衛生規則では、高さ2m以上の作業床の端で囲い等を設けることが著しく困難な場合は、労働者に安全帯を使用させる等の措置を講じなければならないと規定されている。</p> <p>本工事においては、結果的に墜落事故は発生しなかったものの、安全帯を使用していなかったことによる墜落事故発生の可能性があったことは明白である。</p> <p>施工に当たっては、法令を遵守し施工されるよう指導を徹底されるとともに、施工計画やその実施状況の確認など、十分な監理に努められたい。</p>		

平成 2 5 年度公営企業会計定期監査（財務）の結果に対する措置

交通局 総務課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p data-bbox="277 333 584 405"><会計伝票の作成について></p> <p data-bbox="277 416 584 1227">熊本市交通局会計規程（以下「会計規程」という。）によると、会計伝票（収入伝票、支出伝票及び振替伝票）については、業務に係る取引の発生の都度証拠となる書類に基づき作成するものとされ、各伝票の発行は、それぞれ収入簿、支出簿及び振替簿をもってこれに代えることができると規定されている。しかしながら、企業会計システムの中において各伝票は起票されているものの、各伝票の発行並びに収入簿、支出簿及び振替簿の発行がいずれもなされておらず、結果として会計伝票が未作成の状態となっていた。</p> <p data-bbox="277 1238 584 1637">会計伝票は、業務に係る取引の記録であり、これを会計期間で集計したものが決算額となるなど企業経理において重要なものである。このようなことから、会計規程に則りいずれかを発行し企業出納員の決裁を受けるなど適正な処理を行われたい。</p>	<p data-bbox="604 416 1110 528">企業会計システムから収入簿、支出簿及び振替簿を出力し、企業出納員である総務課長の決裁を受けるよう改めた。</p>	<p data-bbox="1136 416 1307 488">平成 2 5 年 1 1 月 2 6 日</p>

平成 2 5 年度公営企業会計定期監査（財務）の結果に対する措置

交通局 自動車課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><契約事務の適正な執行について></p> <p>熊本競輪場の臨時場外車券売場設置期間中に来場するファン輸送用無料バス運行業務委託については、臨時場外車券売場設置の都度その施行者と契約が締結されている。この中で、契約書を作成し契約を締結しているものにおいて、契約書が保有されていない事例が散見された。</p> <p>契約は、一般に民法の原則によれば、相対立する複数の意思表示の合致によって成立するものであり、また、その効力の発生については何らの要式行為を必要とするものではないとされている。また、地方自治法においても契約書については、それを作成した場合の契約確定について規定（同第 2 3 4 条第 5 項）されているだけで、契約書の作成の義務については規定されていない。しかしながら、双方の財務規則等に基づき契約書を作成し、契約の締結を証するため各自 1 通を保有する旨規定しているのであれば、これに則って適正に契約書を保有されたい。</p>	<p>熊本競輪場の臨時場外車券売場設置期間中に来場するファン輸送用無料バス運行業務委託については、統括的な窓口となっている熊本市競輪事務所を介して契約締結業務を行なっている。</p> <p>契約締結に係る業務を適正に処理するため、熊本市競輪事務所との連携を密にするとともに、チェック表を作成し、管理体制を強化した。</p> <p>平成 2 5 年度に契約締結した契約書については、平成 2 6 年 7 月 3 1 日現在すべて保有しており、今後も適正な管理に努めていく。</p>	<p>平成 2 6 年 7 月 3 1 日</p>

平成 25 年度財政援助団体等監査の結果に対する措置

企画振興局 人権推進総室

指摘事項等	措置内容	措置日
<p data-bbox="277 333 598 367"><予算の管理執行について></p> <p data-bbox="277 416 598 611">協議会の会計処理については、熊本市の会計処理に準じた取扱がなされていたが、次のような事項が見受けられた。</p> <p data-bbox="277 622 598 1310">(1) 平成 23 年度の人権啓発市民協議会のホームページメンテナンス代については、原契約の製作内容の制作ページ数が予定から増加したために、平成 23 年度の予算が不足し支払いができず、その増加分を別契約とし、追加料金の支払い次期を平成 24 年 9 月として 161,700 円を支払っているが、平成 24 年度の予算及び決算書を見ると、平成 23 年度からの繰越金が 668,129 円あり、支払い可能であった。</p> <p data-bbox="277 1321 598 1516">(2) 予算差し引き簿において、流用の明示がなく、残額がマイナスになったままで予算の執行がされていた。</p> <p data-bbox="277 1527 598 1848">予算があり流用により支払い可能なものについては当該年度で支払い、予算差し引き簿により流用・支出状況を的確に記録するなど、適正な予算管理及び執行がなされるよう徹底されたい。</p>	<p data-bbox="624 333 1072 488">監査の指摘を踏まえ課内研修を実施し、費目ごとに予算管理し、必要な場合は予算の流用を行い、適切な予算管理及び執行を徹底した。</p>	<p data-bbox="1098 333 1224 405">平成 25 年 4 月 1 日</p>

平成 25 年度財政援助団体等監査の結果に対する措置

企画振興局 人権推進総室

指摘事項等	措置内容	措置日
<p data-bbox="277 331 558 362"><旅費の支出について></p> <p data-bbox="277 416 564 1433">企画運営委員会は、協議会運営についての具体的提案及び助言、啓発事業及び交流・研修事業の企画立案と支援、同事業に関する調査研究等の事務を処理することとされ、その事務事業のひとつとして、平成 25 年 2 月 24 日から同月 27 日にかけて、企画運営委員会の委員及び事務局職員が東日本大震災の視察研修の旅を行った。当該旅行の際、支度金が前渡金で旅費から支給され、当該旅行から帰任後、前渡金では不足した分の金額が支度金不足分として再度旅費から支給されている。会計処理が熊本市の取り扱いに準じてなされているのであれば、支度金の支出は妥当性を欠くため、支出方法について見当の上改善されたい。</p>	<p data-bbox="584 331 1090 524">平成 25 年 5 月 27 日の当協議会の総会に諮り会計規程を整備し、旅費については、熊本市職員等の旅費支給に関する条例に準じて取り扱うものとし、支度料の支給は行なえないようにしている。</p>	<p data-bbox="1117 331 1262 403">平成 25 年 5 月 27 日</p>

平成 25 年度行政監査の結果に対する措置
 ～テーマ：図書館の管理運営及び利用状況について～

教育委員会事務局 熊本市立図書館

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><施設の活用について></p> <p>市立図書館の集会室の横には、学習室、視聴覚資料の保管スペース、ボランティア室があり、視聴覚室資料保管スペースの横についても、一部が学習室として開放されている。これらは、隣接しており間仕切りの状況から不都合が見受けられる。</p> <p>プラザ図書館では、学習室が専用スペースとして当初から設置され、利用促進の一環として積極的に開放されており、ニーズが高まっているものと思われる。</p> <p>集会室や学習室、ボランティア室、視聴覚資料保管スペース等については、館内施設の性質や、滞在性など図書館の施設としての方向性を踏まえ、図書館奉仕に資する活動の推進にも留意しながら、利用者ニーズにそった位置取りと運用を行われたい。</p>	<p>学習室については、利用者からの要望を受け平成 23 年 9 月に 24 席を設置した。土、日、祝日は利用が多く、満席となることもあり、ニーズは高まっており、平成 26 年 4 月に視聴覚資料を調整室に移動保管し学習室のスペースを拡大し 24 席を増設し 48 席とした。</p> <p>また、持ち込みパソコン用の電源を、6 席用意した。</p> <p>ボランティア室は、布絵本の製作やおはなし会での読み聞かせ練習等に利用している。</p> <p>集会室は、郷土史、古文書研究会や学校図書館司書部会等の勉強会等に利用している。</p> <p>いずれも、図書館奉仕に関する利用であり、今回の学習室の拡充に伴い、読み聞かせの練習など学習室に支障がある利用については、集会室を利用するなど、各部屋の効果的利用に留意している。</p>	<p>平成 26 年 4 月 1 日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>2 移動図書館について</p> <p>移動図書館は、市立図書館（城南分含む）と植木図書館で実施されているが、近年の状況では、ほぼ利用が無いステーションが数箇所みられた。</p> <p>移動図書館は図書館ネットワークの一部であり、その必要性や意義を踏まえながら、その管轄を担うべき中央館である市立図書館が、地域の事情等を考慮したうえで調整を図る必要がある。</p> <p>「熊本市立図書館移動図書館の運営に関する要綱」に、一定の利用者が見込まれることが設置要件のひとつとなっており、個々のステーションについて利用状況等を検証しながら見直しを行われたい。</p>	<p>市立図書館の移動図書館については、地域の状況や要望等に対応し、巡回ステーションを設置していたが、生活環境や住民構成の変化に伴い、利用者が著しく減少しているステーションがあり、2箇所について廃止の見直しを行った。</p> <p>今後とも、市立図書館、各分館の所管する移動図書館のステーションについて、利用者の推移、地域の状況変化や利用者ニーズ等を検証し、効果的な配置に努める。</p>	<p>平成 26 年 6 月 1 日</p>

監 委 公 告 第 2 号

平成 27 年 1 月 16 日

包括外部監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として講じた改善策について、熊本市長等より通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により公表する。

熊本市監査委員 田 尻 清 輝
 熊本市監査委員 竹 原 孝 昭
 熊本市監査委員 石 原 純 生
 熊本市監査委員 坂 本 邦 彦

平成 14 年度包括外部監査結果に対する措置
 ～テーマ：交通事業の「財務に関する事務の執行」
 及び「経営に係る事業の管理」について～

交通局 総務課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>元線路用地（南高江）について、管理不十分であり、局用地であることを明確（境界確定）にする必要がある。</p>	<p>平成 22 年度に当局管理地であることを明確にするため、立て看板 3 基を設置した。</p> <p>また、平成 23 年度には境界確定に向け、土地家屋調査士に業務委託を行ったが、隣接地権者との協議が不調となり、境界を確定することができなかった。</p> <p>平成 25 年度は、熊本地方法務局に筆界特定の申請を行い、平成 26 年 3 月に隣接地との境界を確定させた。</p> <p>さらに、平成 26 年度は、境界杭の設置を行った。</p>	<p>平成 26 年 12 月 19 日</p>

平成 20 年度包括外部監査結果に対する措置
 ～テーマ：補助金等に関する事務の執行について～

観光文化交流局 観光振興課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>< (財) 熊本国際観光コンベンション協会（事業費）></p> <p>熊本市と（財）熊本国際観光コンベンション協会との事業毎の負担割合が決まっておらず、打ち合わせで決定している為、客観的に負担割合の妥当性を判断できない。事業毎の負担割合に関する規定が必要である。</p>	<p>平成 26 年度に交付する補助金から、他都市の状況及び施策の性質等について十分検討した上で、観光客誘致事業及びコンベンション誘致事業に関する補助金要綱を制定し、補助対象事業に要する経費の範囲内において当該年度における予算の範囲内で市長が定める額とするなど、適正に交付手続きを行うための改善を実施。</p>	<p>平成 26 年 4 月 1 日</p>

平成 21 年度包括外部監査結果に対する措置

～テーマ：公有財産・物品・基金の管理等に関する事務の執行について～

都市建設局 住宅課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p data-bbox="277 376 592 405"><山室団地における遊休地></p> <p data-bbox="277 456 679 611">公営住宅建設用地として取得してから 24 年近くその取得目的を達成できず、その後の利用目的も定まらない状態にある。</p> <p data-bbox="277 622 679 815">売却しようにも境界不確定の為、できない状態である。23 年以上前の事であるが、当該土地の取得自体に問題があったと言わざるを得ない。</p> <p data-bbox="277 826 679 981">取得の為に 3 億を超える資金が費やされ、その後の起債償還資金、維持管理経費等を考えると事は重大である。</p> <p data-bbox="277 992 679 1104">市有財産の管理としては現在も継続している問題であり、今後の方針を早期に決定すべきである。</p> <p data-bbox="277 1115 679 1270">昭和 61 年及び昭和 63 年頃の 312 百万円を今日まで資金で運用していたと仮定するならその逸失利益は 427 百万円と計算された。</p> <p data-bbox="277 1326 679 1599">資産の有効活用のために、当初取得から 23 年以上経過しその取得目的を逸した当該物件を所管する住宅課がある都市建設局から管財課へ所属替えをし、全庁的に利活用について照会を行い検討し、今後の活用方針を決定すべきである。</p>	<p data-bbox="700 376 1114 651">平成 22 年 9 月に利活用について、地元住民と意見交換会を行い、23 年 10 月には地元住民を対象に利活用に向けたアンケート調査を行った。平成 24 年度に、利活用計画を検討した結果、「調整池機能を持たせた広場」として整備することとした。</p> <p data-bbox="700 663 1114 734">平成 26 年度より整備を開始した。(27 年度までの 2 ヶ年で整備予定)</p>	<p data-bbox="1136 376 1283 445">平成 26 年 11 月 6 日</p>

平成 2 2 年度包括外部監査結果に対する措置

～テーマ：熊本市教育委員会及びその関連財団等の財務に関する事務の執行について～

観光文化交流局 スポーツ振興課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p data-bbox="277 376 520 405"><経理規程について></p> <p data-bbox="277 459 584 857">社会教育振興事業団の経理規程の内容を見ると現状と乖離する規定が見受けられた。経理規程は、経理事務に係る統制活動を明文化したものであり、適正な財務諸表を作成するための重要な規程である。従って、実態に合った適切な文言に改訂する必要がある。</p>	<p data-bbox="604 376 1110 528">平成 2 6 年度からの一般財団法人への移行に合わせ法人として各種規定の見直しを実施。経理規定に関し今回の指摘事項も含めて適切な文言へ対応を行った。</p>	<p data-bbox="1136 376 1262 445">平成 2 6 年 4 月 1 日</p>

平成 23 年度包括外部監査結果に対する措置
 ～テーマ：熊本市病院事業の財務に関する事務の執行について～

病院局 経営企画課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>医薬品・診療材料の管理体制について</p> <p>・たな卸資産について、熊本市病院局会計規程に反する点が見られたので改善すべきである。</p>	<p>① 実情に応じた熊本市病院局会計規程の改定を行い、診療材料については、たな卸資産より削除とした。</p> <p>② 貯蔵薬品のたな卸については指摘のあった即時全品払出を止め、必要に応じたたな卸を行うこととした。</p> <p>③ 薬品の実地たな卸について、薬剤倉庫保管分は分類に応じ毎月、または四半期毎に実施しているが、病棟管理のものについては病棟業務・薬剤課人員体制の整備、または効率的なたな卸手法の導入が必要であり、院内協議を進め、導入を図る予定である。</p>	<p>① 平成 23 年 9 月措置済</p> <p>② 平成 26 年 3 月措置済</p> <p>③ 未措置</p>

平成 23 年度包括外部監査結果に対する措置
 ～テーマ：生活保護者に対する保留レセプトの管理に～

病院局 植木病院事務局

指摘事項等	措置内容	措置日																									
<p><生活保護者に対する保留レセプトの管理について> 生活保護者に対する保留レセプトは34件で4124千円あった。 なお、生活保護者に対する保留レセプトの要因は以下のとおりである。</p> <p>A. 福祉事務所へ、意見書用紙の請求なされていない。 B. 福祉事務所から送付してもらった意見書に、ドクターがまだ記入していない。 C. 福祉事務所へ意見書を提出済みであるが、医療券が送付されていない。</p> <table border="1" data-bbox="279 1086 686 1254"> <thead> <tr> <th>保留理由</th> <th>平成 21 年度</th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> <td>28 件</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> <td>6 件</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> <td>34 件</td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table>	保留理由	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合計	A	0 件	0 件	28 件	28	B	0 件	0 件	6 件	6	C	0 件	0 件	0 件	0	合計	0 件	0 件	34 件	34	<p>保留レセプトにおいて滞留状況をデータ管理し、関係機関に対し再度、生活保護者患者の外来・入院状況のすり合わせ及び意見書・医療券の発券依頼を行ないレセプト請求を完了した。</p>	<p>平成 26 年 10 月 措置済</p>
保留理由	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合計																							
A	0 件	0 件	28 件	28																							
B	0 件	0 件	6 件	6																							
C	0 件	0 件	0 件	0																							
合計	0 件	0 件	34 件	34																							

平成 25 年度包括外部監査結果に対する措置

～テーマ：行政組織の統制システムの整備運用状況について～

都市建設局 住宅課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>課税管理課の収入申告情報が抽出できなかった事例</p> <p>平成 24 年度の所得状況は名義人単身で 8 百万円を超えており、高額所得者に該当する。高額所得者には住宅明け渡し義務があり、本来であれば入居できないところ、そのような状態を見逃していた点に問題があると思われる。</p> <p>この事案のような外国人の場合は住宅課で課税番号を入手できない場合があるため、必ず収入申告書の提出を求め、収入無申告者には収入申告の案内をする等、課税番号の把握漏れがないように留意する必要がある。</p> <p>また、世帯調査票によれば、現住所が公営住宅システムに記載されている住所と異なっていたうえ、システム上は単身世帯で登録されているが、世帯調査票には名義人以外に妻、子 2 人があり、適切な申請がなされていないことが判明した。</p> <p>今後は、滞納者、収入申告書未提出者等の不正を行っている可能性のある入居者については、訪問調査を行うことが望ましいと思われる。</p>	<p>指摘された事例については、本人に連絡し退去を依頼し、平成 26 年 3 月 31 日付で住宅の明け渡しを行った。</p> <p>外国人等で住民個人番号と住民登録外番号が複数ある者については、課税情報の把握漏れが発生することがある。</p> <p>このため、今後は、課税管理課と協議のうえ、公営住宅法第 34 条に基づき、住宅課職員による税情報の閲覧・調査等を行い、適切な情報収集に努めていく。</p> <p>また、収入申告未提出者については、これまでも、住宅管理センター及び住宅課嘱託員による未提出者宅を訪問を行っていたところであるが、今後、さらに回収及び提出指導を強化していく。</p>	<p>平成 26 年 4 月 1 日</p>

平成 25 年度包括外部監査結果に対する措置
 ～テーマ：行政組織の統制システムの整備運用状況について～

都市建設局 住宅課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>契約者が転居後、妻子が住み続けていた事例</p> <p>平成××年に転居しているにも関わらず、住宅承継等の異動手続を行っておらず、妻を名義人とする契約がなされていない。熊本市では、名義人の退去後 30 日以内に入居の承継申請を行わなければならないと定められているが、申請を行っていない点に問題がある（公営住宅法第 27 条第 6 項、本市営住宅条例第 14 条第 2 項）。</p> <p>滞納者、収入申告書未提出者等の不正を行っている可能性のある入居者については、訪問調査を行うことが望ましいと思われる。</p> <p>さらに、妻子を含む収入状況や世帯状況について平成 25 年 12 月末現在で調査が終了しておらず、すべての事実を把握できていないが、住宅承継予定者の収入が多額なため、住宅の承継ができない可能性がある。住宅の承継ができない場合は、不正入居者を見逃していたという問題になる。</p> <p>熊本市では、住宅の承継に際して、承継者が政令月収 313,000 円超である場合、承継を行うことができない（公営住宅法第 27 条第 6 項、同施行令第 9 条第 1 項、同施行規則第 11 条第 1 項第 2 号）。平成 25 年 12 月末現在、住宅承継手続が行われていないため、政令月収は不明であるが、承継不能者を入居させている可能性があるため、早急に事態を把握する必要があると思われる。</p>	<p>指摘された事例については、住宅の不正使用のため明渡を催告し、平成 26 年 6 月 15 日付けで明け渡しを行った。</p> <p>現在、入居者の死亡や転居により住民票が異動された場合、住民基本台帳と公営住宅管理システムとの突合により住宅課でも異動の把握ができることから、今後は、死亡者だけでなく転居者についても住宅関連の諸手続きを期限内に行うよう、呼び出し面談や、現地訪問により、指導を強化していく。</p> <p>また、指導に従わない不法入居者については、提訴による明け渡しをこれまで以上に強化していく。</p>	<p>平成 26 年 6 月 15 日</p>

平成 25 年度包括外部監査結果に対する措置

～テーマ：行政組織の統制システムの整備運用状況について～

北区役所 農業振興課

南区役所 城南総合出張所 産業振興課

都市建設局 土木総務課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><日付の記載がない、若しくは日付の数字が同一人物の筆跡で記載された請求書、領収書について></p> <p>調査の過程で日付の記載がない、若しくは、日付の数字が同一人物の筆跡で記載された請求書、領収書を多く見受けられた。これは、後日、支出行為の調整のために日付を記載しない慣行に基づくものと思われる。民間では、取引日は、会社の経営成績の測定や法人税等の課税所得の計算に影響を与えるため、日付の後記入は禁止されている。取引日は、会計記録の立証性の観点からも重要であり、日付を記載しない慣行は禁止すべきである。</p>	<p>(北区役所 農業振興課) 受注事業者に印刷若しくは手書きで日付を記載させ、調書決済時に管理監督者が確認することとした。また、公金外現金の取扱いに関するコンプライアンス推進室の研修等に管理監督者及び公金外現金取扱者が必ず参加し、常に共通認識を持って事務処理を行うとともに、朝礼等において定期的に、課内全職員に現金取扱いへの注意喚起を行っている。</p> <p>(城南総合出張所 産業振興課) 見積書・納品書・請求書を受領するときは、既に業者にて日付が記入してある書類を受領するよう徹底した。 また、日付については、管理監督者が確認することとし、管理監督者による事務取扱担当者への研修を行った。 なお、今回指摘があった取扱団体である「城南町畜産振興協議会」については、平成25年9月27日に公金外現金の取扱いを廃止している。</p> <p>(土木総務課) 書類については業者の様式を使うこととし、また日付については管理監督者による確認を行うこととした。 併せて、管理監督者による事務取扱担当者への研修を実施し、適正な事務処理の確保を徹底することとした。</p>	<p>(北区役所 農業振興課) 平成25年 10月2日</p> <p>(城南総合出張所 産業振興課) 平成26年 4月1日</p> <p>(土木総務課) 平成26年 4月1日</p>

平成 25 年度包括外部監査結果に対する措置

～テーマ：行政組織の統制システムの整備運用状況について～

企画振興局 区政推進課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>区政推進課では、セキュリティ対策要綱及びセキュリティ対策要領のうち、実施手順部分を情報セキュリティポリシーが要求する実施手順として認識しており、「情報セキュリティの実施手順として整備」していると捉えた上で、セキュリティ対策要綱及びセキュリティ対策要領とも複数回改正を実施している。セキュリティ対策要綱及びセキュリティ対策要領は、情報セキュリティ実施手順に要求されていることを網羅的に整備するといった方針で策定されているわけではないため、情報セキュリティ実施手順の要求に応える「熊本市住民基本台帳ネットワークシステム等セキュリティ実施手順」を整備する必要がある。</p>	<p>「熊本市住民基本台帳ネットワークシステム等セキュリティ実施手順」を平成 26 年 3 月策定した。</p>	<p>平成 26 年 3 月 18 日</p>

平成 25 年度包括外部監査結果に対する措置

～テーマ：行政組織の統制システムの整備運用状況について～

企画振興局 区政推進課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>一部の検査項目を除き実施はしているが、退庁記録簿に記載していない。従って、実施したかどうか事後検証ができず、インシデントが発生した際の責任追跡が不可能であり、原因究明が困難となると考えられる。</p> <p>退庁記録簿に確認項目の実施状況のチェック欄を設ける等、退庁記録簿の様式を変更して、検査項目の確認もれや記録漏れがないようにする必要がある。</p>	<p>監査の指摘を受け、「退庁記録簿」（見本）の様式変更を行った。</p> <p>チェック方法については、その日ごとにチェック欄を設け確認を行った者がサインをするようにしている。</p>	<p>平成 26 年 10 月 24 日</p>

平成 25 年度包括外部監査結果に対する措置
 ～テーマ：熊本市地方税における電子申告システムについて～

財政局 課税管理課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>監査の対象とした課税管理課では、「熊本市地方税における電子申告システム」（以下、「電子申告システム」という。）において、情報セキュリティ実施手順を策定している。実施手順を査閲した結果、下記のような不備があった。</p> <p>（事例 1）情報資産の管理手順 情報資産をその重要性分類に従い 4 つに区分することになるが、実施手順上分類しておらず、分類の表を作成していない。</p> <p>（事例 2）不正アクセス対策 実施手順上は個人ごとのパスワード管理を前提とする記載となっている。しかし、実際は業務ごとのパスワードを設定し共有している。</p> <p>（事例 3）教育訓練 緊急事態対応訓練が規定されていない。</p> <p>電子申告システムについて、情報セキュリティ実施手順の要求に応える「実施手順書」を整備する必要がある。</p>	<p>包括外部監査の指摘を踏まえ、「熊本市地方税における電子申告システム情報セキュリティ実施手順」に情報資産の管理手順、不正アクセス対策及び教育訓練規定を追加した。</p>	<p>平成 26 年 5 月 13 日</p>

平成 25 年度包括外部監査結果に対する措置
 ～テーマ：熊本市地方税における電子申告システムについて～

財政局 納税課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>「熊本市税のコンビニ収納業務システム」において、情報セキュリティ実施手順を策定している。実施手順を査閲、内容を質問したところ、下記のような不備があった。</p> <p>（事例 1）情報資産の管理手順 情報資産をその重要性分類に従い 4 つに区分することになるが、実施手順上分類しておらず、分類の表を作成していない。</p> <p>（事例 3）教育訓練 緊急事態対応訓練が規定されていない。</p> <p>コンビニ収納システムについて、情報セキュリティ実施手順の要求に応える「実施手順書」を整備する必要がある。</p>	<p>包括外部監査の指摘を踏まえ、「熊本市税のコンビニ収納業務システム情報セキュリティ実施手順」に情報資産の管理手順及び教育訓練規定を追加した。</p>	<p>平成 26 年 4 月 1 日</p>

平成 25 年度包括外部監査結果に対する措置
 ～テーマ：行政組織の統制システムの整備運用状況について～

健康福祉子ども局 国保年金課

財政局 納税課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>USBメモリの管理簿を 査閲したところ、管理簿の 記載内容の不備が検出され た。</p> <p>不備事項については、管 理者等による管理簿のチェ ックがなされていれば、す ぐに把握される内容であ り、実効性のあるチェック が必要である。</p>	<p>(国保年金課) 管理簿に確認欄を設けて、毎月末にチェックを 行うように、管理簿の変更を行った。</p> <p>(納税課) 指摘を受け、直ちに管理簿に漏れていた返却日 を記載するとともに、返却時にデータ消去及び 返却完了のチェックを行うこととした。</p>	<p>(国保年金課) 平成 26 年 4 月 1 日</p> <p>(納税課) 平成 26 年 4 月 1 日</p>

平成 25 年度包括外部監査結果に対する措置
 ～テーマ：行政組織の統制システムの整備運用状況について～

企画振興局 情報政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>高齢介護福祉課と情報政策課との間の USB メモリーの外部記憶装置としての常時利用については、現場の要望と統制部門の指示が対立しており解決されていないため、結果として不適切な状況が放置されている状態である。双方向の情報においては、一方的な伝達ではなく、相互の情報の理解に基づく解決が図られなければならない点に留意すべきである。</p> <p>なお、USB メモリの利用については、内部記憶装置内のデータを発生年度別にホルダー化し、古いホルダーを内部記憶装置の読み取り専用の領域を確保する方法が検討されているようである。早期の対応が必要である。</p>	<p>高齢介護福祉課へは、USB 等外部記憶媒体の危険性やセキュリティ対策の重要性について説明を行い、常時利用しないよう改善をしていただいた。</p> <p>また、全庁的な運用の方法として、情報政策課で提供している内部記憶装置内のデータ運用の徹底と年度管理をすることでのデータ増量を抑える手法の周知を掲示板等にて実施した。</p> <p>状況説明及び内部記憶装置の運用方法についても掲示板等で周知し、不明な点があれば、ヘルプデスクを含め情報政策課で対応を行う。</p> <p>キャビネット（マニュアルの公開スペース）を利用し、いつでもマニュアル等の確認ができるように対策をした。</p> <p>今後は、セキュリティ研修を行い、外部記憶媒体での運用の危険性を教育し、不使用の徹底を図る。</p>	<p>平成 26 年 10 月 1 日</p>

農 業 委 員 会

農 委 公 告 第 1 号

平成 27 年 1 月 20 日

熊本市農業委員会総会会議規則（平成 24 年農委規則第 1 号）第 2 条により農業委員会総会を次のとおり招集する。

熊本市農業委員会会長 森 日 出 輝

- 1 日時 平成 27 年 1 月 23 日（金）午後 3 時
- 2 場所 熊本市役所 14 階大ホール
- 3 議題
 - 第 1 号議案 熊本市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部改正について
 - 第 2 号議案 平成 27 年農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の審査について
- 4 その他